

電磁石銃(コイルガン)は

所持禁止

許可制

になります！

銃刀法が改正され、電磁石銃の所持が原則禁止・許可制となります。
改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
※改正法は、公布の日(令和6年6月14日)から9か月以内に施行されます。



許可なく所持すると・・・
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

Q 電磁石銃とは？

A 電磁石の磁力により金属製弾丸を発射する機能を有する銃のうち、一定以上の威力を有するものです。

Q 電磁石銃を持っているとどうなりますか？

A 改正法の施行時に所持している電磁石銃については、その電磁石銃に限り、施行日から6ヶ月の間は、以下のいずれかの措置をとるため、所持し続けることができます。

- ① 所持許可を申請する
- ② 廃棄する
- ③ 適法に所持することができる方に譲り渡す。



Q 電磁石銃を廃棄するには？

A 警察に処分依頼をしていただければ無償(むしよう)でお引き取りします。

※ 公布後となる現時点からお引き取りしますので警察に相談を！